

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第63号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年静岡県条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(業種による特別遵守事項) 第9条 風俗営業者は、前条の規定によるほか、次の各号に掲げる営業の種別に応じ、当該各号に定める事項を守らなければならない。 (1) (略) (2) <u>法第2条第1項第4号</u> から第8号までに規定する営業 営業所でショーその他興行の類をし、又はさせないこと。 (3)・(4) (略)	(業種による特別遵守事項) 第9条 風俗営業者は、前条の規定によるほか、次の各号に掲げる営業の種別に応じ、当該各号に定める事項を守らなければならない。 (1) (略) (2) <u>法第2条第1項第5号</u> から第8号までに規定する営業 営業所でショーその他興行の類をし、又はさせないこと。 (3)・(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 (略) 第2条 <u>削除</u> (風俗営業の許可に係る営業制限地域) 第3条 (略) (特別日営業延長許容地域等) 第4条 <u>法第13条第1項の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は、次の各号に掲げる日とし、当該特別な事情のある日に係る同項の条例で定める地域は、それぞれ当該各号に定める地域とする。</u> (1) 12月1日から翌年の1月8日までの日 県内の <u>すべて</u> の地域 (2) 7月13日から7月17日までの日及び8月13日から8月17日までの日 県内の <u>すべて</u>	(趣旨) 第1条 (略) (風俗営業の許可に係る営業制限地域) 第2条 (略) (特別日営業延長許容地域等) 第3条 <u>法第13条第1項第1号の条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、同号の条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。</u> (1) 12月1日から翌年の1月8日までの日 県内の <u>全て</u> の地域 (2) 7月13日から7月17日までの日及び8月13日から8月17日までの日 県内の <u>全て</u> の

の地域

(3) (略)

2 法第13条第1項の条例で定める時は、午前1時とする。

(営業延長許容地域)

**第4条の2** 接待飲食等営業及び法第2条第1項第7号に規定する営業（まあじやん屋に限る。）につき法第13条第1項に規定する午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、公安委員会規則で定める地域とする。

(業種による営業時間の制限)

**第5条** 法第2条第1項第7号に規定する営業（ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「令」という。）第7条に規定する営業に限る。）を営む風俗営業者は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間内においてその営業を営んではならない。

- (1) 第4条第1項各号に掲げる日における当該各号に掲げる地域 午前零時から午前1時までの時間、日出時から午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時までの時間
- (2) 第4条第1項各号に掲げる日における当該各号に掲げる地域以外の地域 日出時から午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時までの時間
- (3) 第4条第1項各号に掲げる日以外の日における県内のすべての地域 日出時から午

地域

(3) (略)

2 法第13条第1項ただし書の条例で定める時（前項各号に掲げる日に係る時に限る。）は、午前1時とする。

(営業延長許容地域等)

**第4条** 接待飲食等営業及び法第2条第1項第4号に規定する営業（まあじやん屋に限る。）につき法第13条第1項第2号の条例で定める地域は、公安委員会規則で定める地域とする。

2 法第13条第1項ただし書の条例で定める時（前条第1項各号に掲げる日以外の日に係る時に限る。）は、午前1時とする。

(業種による営業時間の制限)

**第5条** 第3条の規定にかかわらず、法第2条第1項第4号に規定する営業（ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「令」という。）第7条に規定する営業に限る。）を営む風俗営業者は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間内においてその営業を営んではならない。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる日における当該各号に掲げる地域 午前零時から午前1時までの時間、午前6時後午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時前の時間
- (2) 第3条第1項各号に掲げる日における当該各号に掲げる地域以外の地域 午前6時後午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時前の時間
- (3) 第3条第1項各号に掲げる日以外の日における県内の全ての地域 午前6時後午前

前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時までの時間

(風俗営業の騒音及び振動の規制数値)

**第6条** 法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる数値とする。

地域	数値		
	昼間	夜間	深夜
(略)			
備考			
1 「昼間」とは、 <u>日出時から日没時までの時間をいう。</u>			
2 「夜間」とは、 <u>日没時から翌日の午前零時までの時間をいう。</u>			
3 「深夜」とは、 <u>午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。</u>			

2 (略)

### 第7条 削除

(一般遵守事項)

**第8条** 風俗営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) (略)
- (2) 営業用施設（当該施設を旅館業の施設と兼用する場合にあつては、通常客の宿泊に供される部分を除く。）に客を就寝させ、又は宿泊させないこと。
- (3) 営業所以外の場所で営業行為をし、又はさせないこと。
- (4) 営業中正当な理由があつて客に面会等を求める者があるときは、その取次ぎを拒み、若しくは出入りを妨げるような行為をし、又はさせないこと。
- (5) 営業所で善良の風俗を害するおそれのある容装をし、又はさせないこと。

9時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時前の時間

(風俗営業の騒音及び振動の規制数値)

**第6条** 法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる数値とする。

地域	数値		
	昼間	夜間	深夜
(略)			
備考			
1 「昼間」とは、 <u>午前6時後午後6時前の時間をいう。</u>			
2 「夜間」とは、 <u>午後6時から翌日の午前零時前の時間をいう。</u>			
3 「深夜」とは、 <u>午前零時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。</u>			

2 (略)

(風俗営業者の一般遵守事項)

**第7条** 風俗営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) (略)
- (2) 営業用施設（当該施設を旅館業の施設と兼用する場合にあつては、通常客の宿泊に供される部分を除く。第17条第2号において同じ。）に客を就寝させ、又は宿泊させないこと。

(6) 営業中は営業所の出入口又は客室にかぎをかけ、又はかけさせないこと。

(7) 営業所で店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業を営み、若しくは営ませず、又は営業所を無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業の用に供する施設として使用し、若しくは使用させないこと。

(8) (略)

(業種による特別遵守事項)

**第9条** 風俗営業者は、前条の規定によるほか、次の各号に掲げる営業の種別に応じ、当該各号に定める事項を守らなければならない。

(1) 法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定する営業 営業所で客の求めない飲食物を提供し、又は提供させないこと。

(2) 法第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業 営業所でショーその他興行の類をし、又はさせないこと。

(3) 法第2条第1項第7号に規定する営業 (まあじやん屋を除く。) 次に掲げる事項 ア～エ (略)

(4) 法第2条第1項第7号に規定する営業 (まあじやん屋に限る。)及び同項第8号に規定する営業 営業所で著しく客の射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。

(法第2条第1項第8号の営業に係る営業所への年少者の立入りの制限)

**第10条** 法第22条第5号の条例で定める年齢は、16歳とし、同号の条例で定める時は、午後6時とする。

(3) 営業中は営業所の出入口又は客室に鍵を掛け、又は掛けさせないこと。

(4) 営業所で店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業を営み、若しくは営ませ、又は営業所を無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業の用に供する施設として使用し、若しくは使用させないこと。

(5) (略)

(風俗営業者の業種による特別遵守事項)

**第8条** 風俗営業者は、前条の規定によるほか、次の各号に掲げる営業の種別に応じ、当該各号に定める事項を守らなければならない。

(1) 法第2条第1項第1号から第3号までに規定する営業 営業所で客の求めない飲食物を提供し、又は提供させないこと。

(2) 法第2条第1項第2号から第5号までに規定する営業 営業所でショーその他興行の類をし、又はさせないこと。

(3) 法第2条第1項第4号に規定する営業 (まあじやん屋を除く。) 次に掲げる事項 ア～エ (略)

(4) 法第2条第1項第4号に規定する営業 (まあじやん屋に限る。)及び同項第5号に規定する営業 営業所で著しく客の射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。

(法第2条第1項第5号に規定する営業に係る営業所への年少者の立入りの制限)

**第9条** 法第2条第1項第5号に規定する営業を営む者は、午後6時から午後10時前の時間において、16歳未満の者 (保護者が同伴している者を除く。)を営業所に客として立ち入ら

(店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設)

**第11条** (略)

(店舗型性風俗特殊営業等の禁止地域)

**第12条** (略)

(店舗型性風俗特殊営業等の営業時間の制限)

**第13条** 法第28条第4項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は、県内のすべての地域において、午前零時から日出時までの時間は、その営業を営んではならない。

2 (略)

(性風俗関連特殊営業の広告又は宣伝の制限)

**第13条の2** (略)

せてはならない。

(店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設)

**第10条** (略)

(店舗型性風俗特殊営業等の禁止地域)

**第11条** (略)

(店舗型性風俗特殊営業等の営業時間の制限)

**第12条** 法第28条第4項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は、県内の全ての地域において、午前零時から午前6時までの時間は、その営業を営んではならない。

2 (略)

(性風俗関連特殊営業の広告又は宣伝の制限)

**第13条** (略)

(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域)

**第14条** 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

(1) 公安委員会規則で定める地域

(2) 第2条第1項第3号ウに掲げる施設(保育所及び幼保連携型認定こども園(いずれも午前6時後翌日の午前零時前の時間においてのみ保育を行うものに限る。)、児童厚生施設、児童発達支援センター並びに児童家庭支援センターを除く。)及び同号エに掲げる施設(以下この号においてこれらの施設を「特定遊興飲食店営業保全対象施設」という。)の敷地(特定遊興飲食店営業保全対象施設の用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲50メートルの区域外の地域

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特定遊興飲食店営業については、法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号

の条例で定める地域は、それぞれ当該各号に掲げる地域とする。

(1) 常態として移動する施設において営まれるもの 公安委員会規則で定める地域

(2) 3月以内の期間を限って営まれるもの 公安委員会規則で定める地域

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

**第15条** 特定遊興飲食店営業を営む者は、県内の全ての地域において、午前5時から午前6時までの時間は、その営業を営んではならない。

(特定遊興飲食店営業の深夜における騒音及び振動の規制数値)

**第16条** 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、第6条第1項の表の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる深夜に係る数値とする。

2 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

**第17条** 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。

(2) 営業用施設に客を就寝させ、又は宿泊させないこと。

(3) 営業中は営業所の出入口又は客室に鍵を掛け、又は掛けさせないこと。

(4) 営業所で店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業を営み、若しくは営ませ、又は営業所を無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業の用に供する施設として使用し、若しくは使用させないこ

(深夜における飲食店営業の騒音及び振動の  
規制数値)

**第14条** (略)

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地  
域)

**第15条** (略)

と。

(5) 営業所で客の求めない飲食物を提供  
し、又は提供させないこと。

(6) 営業所で著しく客の射幸心をそそるよ  
うな行為をし、又はさせないこと。

(7) 午後6時から午後10時前の時間におい  
て、18歳未満の者を客として立ち入らせる  
ときは、保護者の同伴を求めること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会  
規則で定める事項

(深夜における飲食店営業の騒音及び振動の  
規制数値)

**第18条** (略)

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地  
域)

**第19条** (略)

(風俗環境保全協議会を置く地域)

**第20条** 法第38条の4の条例で定める地域は、  
公安委員会規則で定める地域とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の施行の日（平成28年6月23日）から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。